別紙様式第21号

申請日　2024年 1月11日

一般社団法人　投 資 信 託 協 会
会 長　殿

（商号又は名称）ＢＮＹメロン・インベストメント・
マネジメント・ジャパン株式会社
（代表者）　代表取締役社長　遠藤　勝利

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年11月末現在）

資本金　　7億9,500万円
発行可能株式総数　　20,000株
発行済株式総数　　15,900株
最近5年間における主な資本金の額の増減
最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（2023年11月末現在）

① 取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

② 業務運営の組織

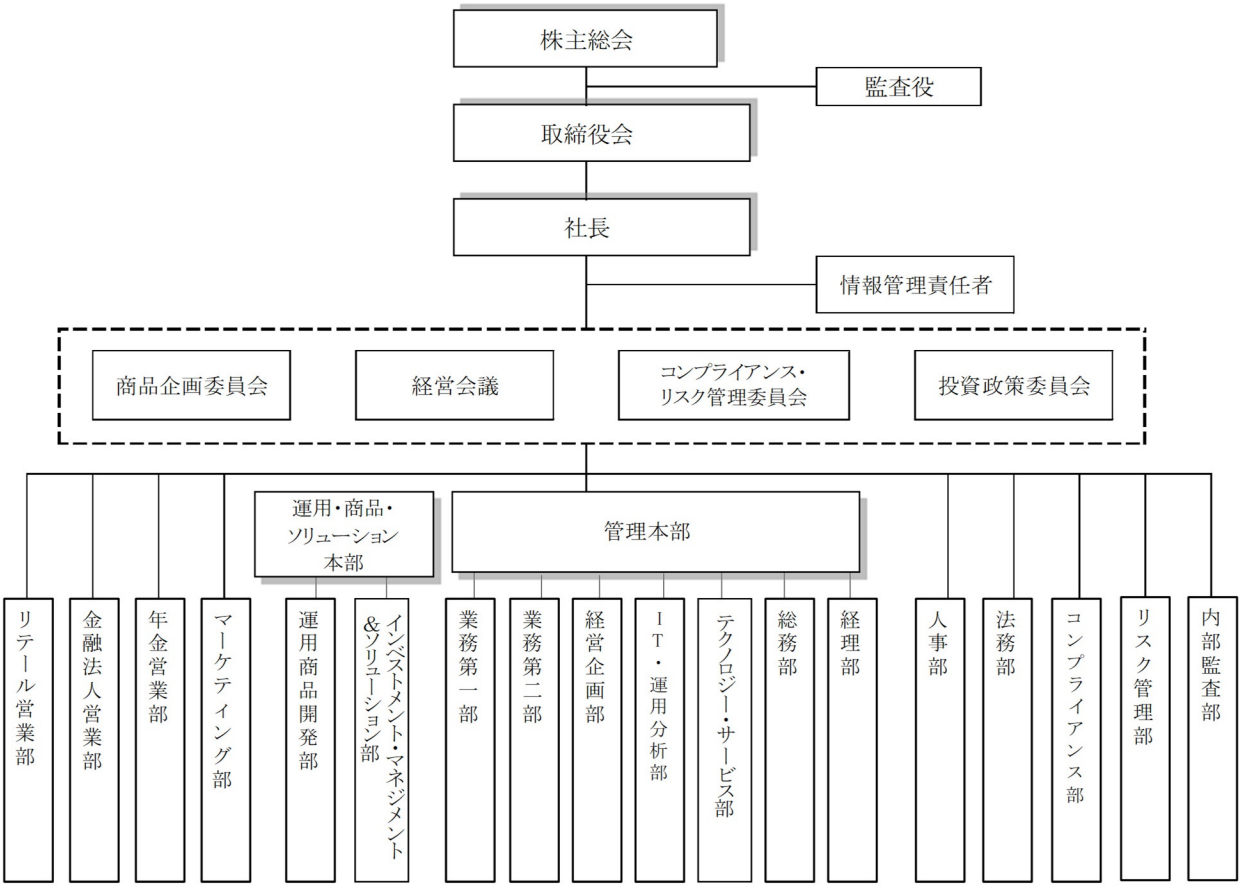

取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記の組織図は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

③ 運用体制

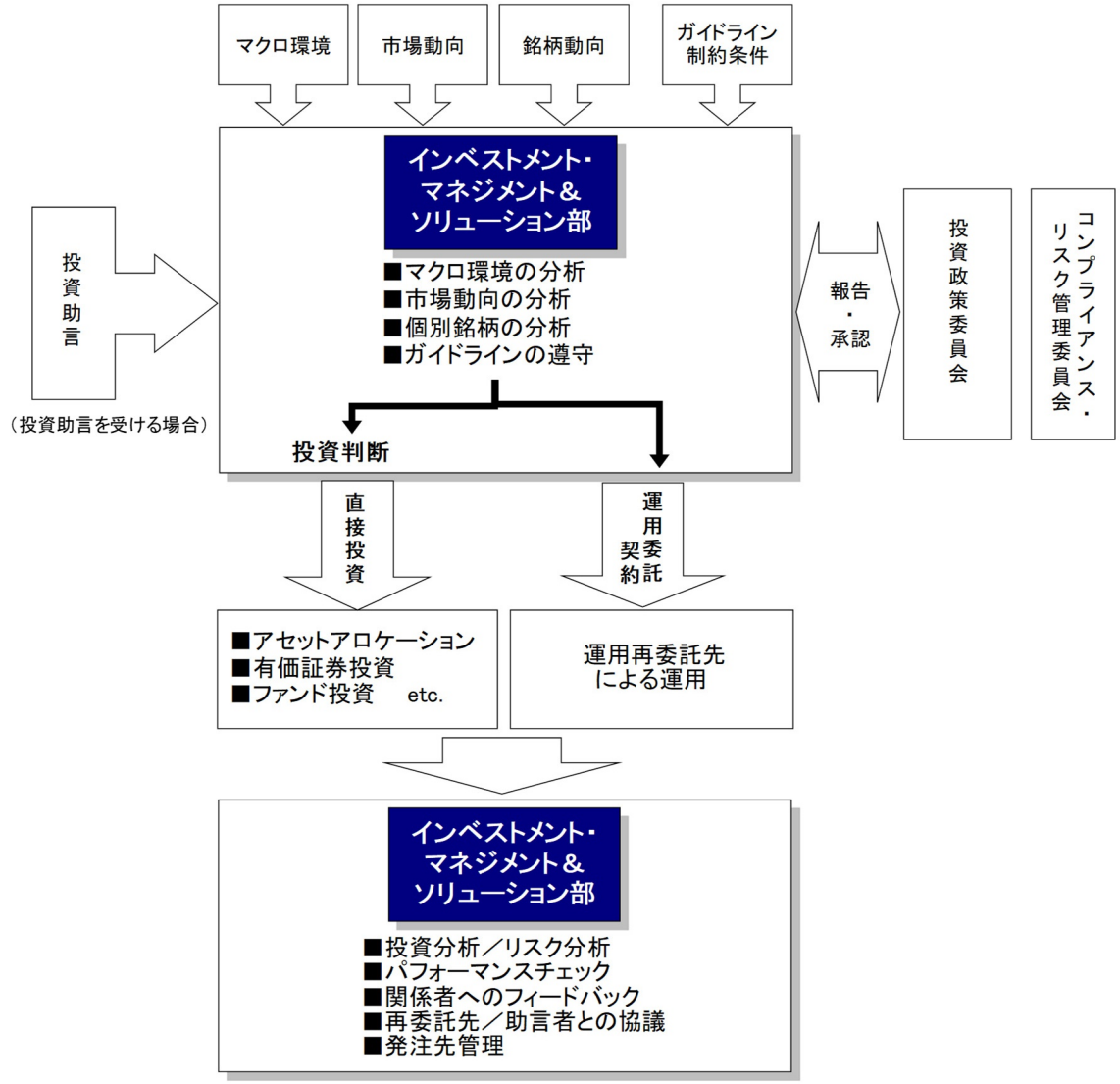

・原則として毎月開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
・ＢＮＹメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
（注）上記の運用体制は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。
2023年11月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類		本数	純資産額合計（百万円）
公募証券投資信託		22	159,670
	追加型株式投資信託	22	159,670
	追加型公社債投資信託	0	0
	単位型株式投資信託	0	0
	単位型公社債投資信託	0	0
私募証券投資信託		14	686,714
合　計		36	846,384

３【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日　内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2022年4月1日至 2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		7,237,408		8,234,344
未収委託者報酬		816,404		697,037
未収運用受託報酬		1,903,791		1,612,928
未収収益		339,438		229,673
未収入金		41,182		42,196
未収消費税等		7,137		－
前払費用		52,336		46,266
仮払金		3,467		2,441
流動資産計		10,401,167		10,864,887
固定資産				
有形固定資産				
器具備品	*1	744	*1	280
有形固定資産計		744		280
投資その他の資産				
投資有価証券		172,993		177,642
長期差入保証金		143,723		78,201
繰延税金資産		246,777		242,272
投資その他の資産計		563,494		498,117
固定資産計		564,239		498,397
資産合計		10,965,407		11,363,285
負債の部				
流動負債				
未払金		158,442		155,991
未払費用		1,663,240		1,610,774
預り金		108,726		110,150
仮受金		15,919		14,359
未払法人税等		150,234		51,698
未払消費税等		－		8,091
賞与引当金		116,955		116,434
流動負債計		2,213,518		2,067,500
固定負債				
退職給付引当金		584,084		600,480
固定負債計		584,084		600,480
負債合計		2,797,603		2,667,980
純資産の部				
株主資本				
資本金		795,000		795,000
資本剰余金				
資本準備金		695,000		695,000
資本剰余金合計		695,000		695,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		6,663,377		7,187,513
利益剰余金合計		6,663,377		7,187,513
株主資本合計		8,153,377		8,677,513
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		14,426		17,790
評価・換算差額等合計		14,426		17,790
純資産合計		8,167,803		8,695,304
負債・純資産合計		10,965,407		11,363,285

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）		当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
営業収益			
委託者報酬	3,872,589		3,290,047
運用受託報酬	4,920,074		4,103,950
その他営業収益	987,580		1,011,797
営業収益計	9,780,244		8,405,795
営業費用			
支払手数料	1,561,654		1,371,486
広告宣伝費	60,074		53,732
調査費	4,269,629		3,684,908
通信費	5,982		2,641
印刷費	18,802		6,832
協会費	13,324		13,241
その他の営業雑経費	2,829		4,251
営業費用計	5,932,296		5,137,095
一般管理費			
役員報酬	91,350		90,711
給与・手当	982,693		1,103,062
賞与引当金繰入額	116,955		116,434
賞与	331,292		314,682
退職給付費用	123,749		115,941
交際費	2,003		3,348
旅費交通費	4,805		25,694
租税公課	43,810		38,174
不動産賃借料	216,545		197,846
事務委託費	471,100		579,156
固定資産減価償却費	150		118
諸経費	126,219		134,232
一般管理費計	2,510,675		2,719,403
営業利益	1,337,272		549,295
営業外収益			
受取利息	12		7
受取配当金	81		77
為替差益	39,822		24,810
雑収入	1,929		－
営業外収益計	41,846		24,894
営業外費用			
雑損失	－		12
営業外費用計	－		12
経常利益	1,379,118		574,178
特別利益			
グループ事業再編関連収益	－	*1	211,501
特別利益計	－		211,501
特別損失			
固定資産除却損	－		346
特別損失計	－		346
税引前当期純利益	1,379,118		785,333
法人税、住民税及び事業税	441,507		258,176
法人税等調整額	421		3,020
法人税等合計	441,928		261,197
当期純利益	937,190		524,136

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月 1日　至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	795,000	695,000	5,726,187	7,216,187	335	7,216,523
当期変動額						
当期純利益			937,190	937,190		937,190
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					14,090	14,090
当期変動額合計	－	－	937,190	937,190	14,090	951,280
当期末残高	795,000	695,000	6,663,377	8,153,377	14,426	8,167,803

当事業年度（自 2022年4月 1日　至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	795,000	695,000	6,663,377	8,153,377	14,426	8,167,803
当期変動額						
当期純利益			524,136	524,136		524,136
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					3,364	3,364
当期変動額合計	－	－	524,136	524,136	3,364	527,500
当期末残高	795,000	695,000	7,187,513	8,677,513	17,790	8,695,304

［注記事項］

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品　　15年～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で

収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、ファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約に基づき、資産運用事業に係る附帯サービスの対価として受領する手数料であり、当該サービスが提供されている期間にわたり収益として認識しております。

（会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

＊1　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
器具備品	2,818千円	379千円

（損益計算書関係）

＊1　特別利益

当社の属する企業グループが一部の事業を外部に譲渡した際に計上された収益の一部について当社へ配分されたものです。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	15,900　株	－	－	15,900　株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	15,900　株	－	－	15,900　株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に投資信託委託業務、投資顧問業務及び投資一任契約に関する業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
投資有価証券（※1）（※2） 　その他の有価証券	172,993
資産計	172,993

（※1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券は投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

（※2）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に関する注記を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

種　類	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 　その他の有価証券	177,642	－	－	177,642
資産計	177,642	－	－	177,642

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券は、基準価額を用いて評価しております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

（注1）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	7,237,408	－	－	－
未収委託者報酬	816,404	－	－	－
未収運用受託報酬	1,903,791	－	－	－
合　　計	9,957,603	－	－	－

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	8,234,344	－	－	－
未収委託者報酬	697,037	－	－	－
未収運用受託報酬	1,612,928	－	－	－
合　　計	10,544,310	－	－	－

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区　分	種　類	貸借対照表 計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	172,993	152,200	20,793
	小　計	172,993	152,200	20,793
合　計		172,993	152,200	20,793

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区　分	種　類	貸借対照表 計上額	取得原価	差　額

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	177,642	152,200	25,442
	小　計	177,642	152,200	25,442
合　計		177,642	152,200	25,442

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。
当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
退職給付引当金期首残高	516,254千円	584,084千円
退職給付費用	101,635千円	90,389千円
退職給付の支払額	△33,806千円	△33,735千円
会社分割に伴う移管額	－	△40,258千円
退職給付引当金期末残高	584,084千円	600,480千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
勤務費用	101,635千円	90,389千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	22,114千円	22,505千円
退職給付費用	123,749千円	112,895千円

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用否認	12,608 千円	17,096 千円
未払事業税	6,799 〃	4,824 〃
未払特別法人事業税	3,147 〃	918 〃
賞与引当金	35,811 〃	35,652 〃
退職給付引当金	178,846 〃	183,867 〃
敷金償却	15,930 〃	7,765 〃
繰延税金資産合計	253,144 千円	250,124 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	6,366 千円	7,851 千円
繰延税金負債合計	6,366 千円	7,851 千円

繰延税金資産の純額	246,777 千円	242,272 千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
	%	%
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
住民税均等割	0.2	0.3
役員賞与	1.2	2.2
交際費否認	0.0	0.2
その他	0.0	0.0
税効果適用後の法人税等の負担率	32.0	33.3

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）
1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,872,589	4,920,074	987,580	9,780,244

2. 地域ごとの情報
（1）売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
5,577,958	676,947	3,519,543	5,795	9,780,244

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	3,229,690	投資運用業
A社（注）	1,071,521	投資運用業

（注）顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）
1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,290,047	4,103,950	1,011,797	8,405,795

2. 地域ごとの情報
（1）売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
5,004,373	663,710	2,725,831	11,879	8,405,795

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,448,064	投資運用業
A社（注）	903,833	投資運用業

（注）顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

（関連当事者情報）
1. 関連当事者との取引
（1）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	$1,135	銀行業	なし	預金	預金の預入（純額）（注1）	1,175,072	預金	6,513,856
						オフィス賃借	賃借料（注1）	216,545	長期差入保証金	143,723
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	英領ケイマン諸島	$0.001	資産運用業務	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入（注1）	2,990,418	未収運用受託報酬	655,819
親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー	米国ボストン	$0	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用（委託調査費）（注1）	713,078	未払費用	282,394
親会社の子会社	インサイト・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	£46	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用（委託調査費）（注1）	1,355,078	未払費用	701,211

（注1）　独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

当事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	$1,135	銀行業	なし	預金	預金の預入（純額）（注1）	854,351	預金	7,368,207
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	英領ケイマン諸島	$0.001	資産運用業務	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入（注1）	2,208,792	未収運用受託報酬	514,536
親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー	米国ボストン	$0	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用（委託調査費）（注1）	996,269	未払費用	232,207
親会社の子会社	インサイト・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	£46	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用（委託調査費）（注1）	1,247,874	未払費用	779,548
親会社の子会社	MBC・インベストメンツ・コーポレーション	米国デラウェア	$0	持株会社	なし	収益配分受入	グループ事業再編関連収益の配分（特別利益）（注2）	211,501	－	－

（注1）　独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。
（注2）　対象事業との関連を勘案し合理的に算定しております。

2. 親会社に関する注記
BNYメロン・インベストメント・マネジメント（APAC）ホールディングス・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
1株当たり純資産額	513,698円35銭	546,874円49銭
1株当たり当期純利益金額	58,942円77銭	32,964円53銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載してお

りません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
当期純利益（千円）	937,190	524,136
普通株式に係る当期純利益（千円）	937,190	524,136
期中平均株式数	15,900	15,900

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（中間財務諸表）

1. 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		9,001,965
未収委託者報酬		682,718
未収運用受託報酬		2,611,430
未収収益		207,143
未収入金		31,273
前払費用		46,973
仮払金		4,120
流動資産計		12,585,623
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1	261
有形固定資産計		261
投資その他の資産		
投資有価証券		208,997
長期差入保証金		75,681
繰延税金資産		267,764
投資その他の資産計		552,443
固定資産計		552,705
資産合計		13,138,329
負債の部		
流動負債		
未払金		524,154
未払費用		2,585,065
預り金		19,965
未払法人税等		116,172
未払消費税等	*2	190,007
仮受金		11,909
賞与引当金		282,037
流動負債計		3,729,311
固定負債		
退職給付引当金		548,628
固定負債計		548,628
負債合計		4,277,940
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		7,337,782
利益剰余金計		7,337,782
株主資本計		8,827,782
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		32,606
評価・換算差額等計		32,606
純資産合計		8,860,388
負債・純資産合計		13,138,329

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		1,537,878
運用受託報酬		3,482,277
その他営業収益		501,185
営業収益計		5,521,341
営業費用		4,110,092
営業費用計		4,110,092
一般管理費	*1	1,195,506
営業利益		215,742
営業外収益		19,223
営業外費用		0
経常利益		234,966
税引前中間純利益		219,966
法人税、住民税及び事業税		101,728
法人税等調整額		△ 32,030
中間純利益		150,268

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月 1日　至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	795,000	695,000	7,187,513	8,677,513	17,790	8,695,304
当中間期変動額						
中間純利益			150,268	150,268		150,268
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					14,815	14,815
当中間期変動額合計	－	－	150,268	150,268	14,815	165,084
当中間期末残高	795,000	695,000	7,337,782	8,827,782	32,606	8,860,388

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
器具備品　　15年～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約に基づき、資産運用事業に係る附帯サービスの対価として受領する手数料であり、当該サービスが提供されている期間にわたり収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）
当中間会計期間（2023年9月30日）

*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
器具備品　　398千円

*2. 消費税等の取り扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）
当中間会計期間（自2023年4月 1日　至2023年9月30日）

*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。
有形固定資産　　18千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
当中間会計期間（自2023年4月 1日　至2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式 普通株式	15,900	－	－	15,900

(リース取引関係)
該当事項はありません。

(金融商品関係)
当中間会計期間（2023年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

種　類	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
投資有価証券 　その他の有価証券	208,997	－	－	208,997
資産計	208,997	－	－	208,997

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について記載を省略しております。

(有価証券関係)
当中間会計期間（2023年9月30日）

その他有価証券

（単位：千円）

区　分	種　類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差　額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	208,997	162,000	46,997
	小　計	208,997	162,000	46,997
合　計		208,997	162,000	46,997

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)
該当事項はありません。

（収益認識関係）
当中間会計期間（自2023年4月 1日　至2023年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果
「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
当中間会計期間（自2023年4月 1日　至2023年9月30日）

セグメント情報
当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,537,878	3,482,277	501,185	5,521,341

2. 地域ごとの情報
（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
4,014,081	226,203	1,269,873	11,183	5,521,341

（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社　（注）	1,978,529	投資運用業
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,151,646	投資運用業

（注）顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

（1株当たり情報）
当中間会計期間（自2023年4月 1日　至2023年9月30日）

1株当たり純資産額	557,257.15円
1株当たり中間純利益金額	9,450.85円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益（千円）	150,268
普通株式に係る中間純利益（千円）	150,268
普通株式に帰属しない金額（千円）	－
普通株式の期中平均株式数（株）	15,900

（重要な後発事項）

該当事項はありません。

公開日	2024 年 1 月 17 日
作成基準日	2023 年 12 月 13 日
本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号 丸の内トラストタワー本館
お問い合わせ先	コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

2023 年６月７日

ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　御園生 豪洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2023年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023 年 12 月 13 日

ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　御園生 豪洋

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2023年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年４月１日から2023年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上